

令和8年度

災害応急用ポンプ（排水ポンプ車用水中ポンプ）補修整備

特 別 仕 様 書

関東農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容
第1章 総則	
第1-1条 目的	<p>本業務は、関東農政局土地改良技術事務所（以下「事務所」という。）が保有する災害応急用ポンプ（排水ポンプ車用水中ポンプ）の補修整備（試運転調整を含む。）を行うものである。</p>
第1-2条 業務概要	<p>本業務は、令和6年度に点検整備を行った結果、異常ありと報告された以下の災害応急用ポンプについて補修整備を行うものである。</p> <p>対象機 排水ポンプ車用水中ポンプ（NO. 3） 1台 排水ポンプ車用水中ポンプ（NO. 4） 1台</p>
第1-3条 機器仕様	<p>排水ポンプ車用水中ポンプ</p> <p>(1) 型 式 200LSM-KF 形水中ポンプ (2) 口 径 φ 2 0 0mm (3) 揚 水 量 5. 0 m<sup>3</sup>/min (4) 全 揚 程 1 0 m (5) 回 転 数 3, 3 8 0 rpm (6) 出 力 1 2 k W (7) 設計定格電流 2 4. 7 A (8) 絶 縁 F種 (9) 定 格 連続運転 (10) インバータ入力電圧 4 4 0 V (11) インバータ入力周波数 6 0 Hz (12) メカニカルシール潤滑油 2 7 0 ミリリットル</p>
第1-4条 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）について	<p>(1) 環境関係法令の遵守 受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号） ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）</p> <p>(2) 環境関係法令の遵守以外の事項 受注者は、新たな環境負荷を与えることのないよう、以下の取組に努めるものとし、履行期限までに取組状況を別紙1により提出すること。 1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。 2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。 3) 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。</p>

<p>第2章 作業条件等 第2-1条 参考資料</p> <p>第2-2条 参考資料の取扱い</p> <p>第3章 作業内容 第3-1条 補修整備</p>	<p>4) 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。</p> <p>5) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p> <p>参考資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車他ポンプ点検 点検報告書</li> </ul> <p>第2-1条に示す参考資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考資料は、原則として初回打合せ時に提供するものとし、同資料記載内容については機密保持に努めるものとする。</p> <p>(1) 排水ポンプ車用水中ポンプ 補修整備は、次に示す内容のものを行うものとする。</p> <p>1) NO. 3 ポンプ 羽根車の変形が発生していることから、各部の分解点検、各部の部品交換を行うものとする。 なお、電動機分解点検においては、洗浄とワニス処理を行うものとする。</p> <p>① ポンプ分解点検</p> <p>ア) 工場整備 1式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ分解点検組立 1式</li> </ul> <p>イ) 部品交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽根車 1個</li> <li>・羽根車ナット 1個</li> <li>・メカニカルシール 1式</li> <li>・深溝玉軸受 2個</li> <li>・C型止め輪 軸用 1個</li> <li>・調整シム類 1式</li> <li>・羽根車キー 1個</li> <li>・継丸ゴム 1個</li> <li>・Oリング類 1式</li> <li>・波ワッシャー 1個</li> <li>・六角穴付ボタンボルト 3個</li> <li>・六角穴付ボルト 6個</li> <li>・潤滑油 1式</li> </ul> <p>② 電動機分解点検</p> <p>ア) 工場整備 1式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機分解点検組立 1式</li> </ul> <p>③ 塗装 (タッチアップ) 1式</p>
--	---

	<p>④ 試運転調整</p> <p>ア) 性能確認試験 1式</p> <p>2) NO. 4 ポンプ</p> <p>羽根車の変形、水中ケーブルの被覆損傷が発生していることから、各部の分解点検、各部の部品交換を行うものとする。</p> <p>なお、電動機分解点検においては、洗浄とワニス処理を行うものとする。</p> <p>① ポンプ分解点検</p> <p>ア) 工場整備 1式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ分解点検組立 1式</li> </ul> <p>イ) 部品交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽根車 1個</li> <li>・羽根車ナット 1個</li> <li>・メカニカルシール 1式</li> <li>・深溝玉軸受 2個</li> <li>・C型止め輪 軸用 1個</li> <li>・調整シム類 1式</li> <li>・羽根車キー 1個</li> <li>・水中ケーブル 40m 1本</li> <li>・継丸ゴム 1個</li> <li>・Oリング類 1式</li> <li>・波ワッシャー 1個</li> <li>・六角穴付ボタンボルト 3個</li> <li>・六角穴付ボルト 6本</li> <li>・熱収縮チューブ 6個</li> <li>・裸圧着スリーブ 3個</li> <li>・ケーブル抑え 1個</li> <li>・ケーブルコネクタ 1個</li> <li>・コネクタキャップ 1式</li> <li>・潤滑油 1式</li> </ul> <p>② 電動機分解点検</p> <p>ア) 工場整備 1式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機分解点検組立 1式</li> </ul> <p>③ 塗装 (タッチアップ) 1式</p> <p>④ 試運転調整</p> <p>ア) 性能確認試験 1式</p> <p>(2) 補修整備中の異常時の対応</p> <p>補修整備中において、他の不良や不具合を発見した場合は速やかに原因を究明し、監督職員に報告するとともに、軽微なものについては修理、調整を行い、重整備や部品交換が必要な場合には監督職員の指示に従うものとする。</p> <p>なお、不具合等が確認された場合には、必要な整備内容、交換部品等を監督職員に報告するものとする。</p>
--	--

<p>第4章 成果物 第4-1条 納入品</p>	<p>排水ポンプ車用排水ポンプを納入するに当たり次のものも納入するものとする。</p> <p>(1) 報告書 1部 報告書には、次に示すものを市販のファイルに綴るものとする。 なお、以下に記す1)に当たっては、工場で実施するポンプ、電動機の分解点検組立において、分解した実機の部品の摩耗状況等の確認を行い、状況写真、所見を含み報告を行うものとする。</p> <p>1) 補修整備した内容、性能試験及び試運転結果 2) 作業状況写真</p> <p>(2) 電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副</p>
<p>第4-2条 納入場所</p>	<p>排水ポンプ車用水中ポンプ及び第4-1条に記す成果物の納入場所は以下のとおりとする。</p> <p>埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所</p>
<p>第5章 その他 第5-1条 契約変更</p>	<p>請負契約書第15条から第18条までに規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「補修整備」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「納入品」に変更が生じた場合。 (3) 履行期間の変更が生じた場合。</p>
<p>第6章 定めなき事項 第6-1条 定めなき事項</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>



イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ <span style="float: right;">）</span>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。</li> </ul>	□	□
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他（ ）</li> </ul>	/	/

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）



オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他（ ）</li> </ul>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

（備考） 全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。